議案第５７号

羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例

羽生市公共下水道条例（昭和５８年条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（排水設備の工事の実施） 第６条　排水設備の新設等の工事は、次に掲げる工事を除き、工事指定店でなければ、行ってはならない。 （１）　規則で定める軽微な工事 （２）　災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長等の指定を受けた者が行う工事	（排水設備の工事の実施） 第６条　排水設備の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、工事指定店でなければ、行ってはならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年８月２６日提出

埼玉県羽生市長　河　田　晃　明